



2020年8月11日

各位

会社名：LINE株式会社
代表者名：代表取締役社長 出澤 剛
コード番号：3938、東証第一部
問合せ先：投資開発・IR室
電話番号：03-4316-2050

(訂正) 「ソフトバンク株式会社及び支配株主である NAVER Corporation の完全子会社である NAVER J.Hub 株式会社による当社株式等に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が2020年8月3日付で公表いたしました「ソフトバンク株式会社及び支配株主である NAVER Corporation の完全子会社である NAVER J.Hub 株式会社による当社株式等に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に別添のソフトバンク株式会社及び NAVER J.Hub 株式会社（以下「公開買付者ら」といいます。）により公表された同日付「LINE株式会社（証券コード3938）株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」について、本日、公開買付者らより、「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「LINE株式会社（証券コード3938）株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」が公表されましたので、下記の別添資料のとおり訂正いたします。

(参考) 公開買付者らが本日公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「LINE株式会社（証券コード3938）株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」（別添）

2020年8月11日

各位

会社名 ソフトバンク株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙
(コード番号：9434 東証一部)
問合せ先 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤隆志
(TEL. 03-6889-2000)

会社名 NAVER J. Hub 株式会社
代表者名 代表取締役 朴 祥辰
問合せ先 財務担当 金 容載
(Email. yongjae.kim@navercorp.com)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「LINE 株式会社 (証券コード 3938) 株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社 (以下「ソフトバンク」) 及びNAVER Corporation (以下「NAVER」) の完全子会社であるNAVER J. Hub 株式会社 (以下「NAVER J. Hub」、ソフトバンク及びNAVER J. Hub を総称して「公開買付者ら」) は、LINE 株式会社 (証券コード 3938、株式会社東京証券取引所市場第一部上場、以下「対象者」) の普通株式 (以下「対象者株式」)、新株予約権、新株予約権付社債、及び対象者株式を表章する米国預託証券を対象とする公開買付け (以下「本公開買付け」) に関する 2020 年 8 月 4 日付公開買付届出書について、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」) 第 27 条の 8 第 1 項に基づく訂正届出書を 2020 年 8 月 11 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2020 年 8 月 3 日付「LINE 株式会社 (証券コード 3938) 株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2020 年 8 月 4 日付公開買付開始公告の内容を以下のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、買付予定の株券等の数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数に設定しております。本訂正は、公開買付者らが試算した本公開買付けにより取得する可能性のある対象者株式の最大数の説明に形式上の不備があったため、それを訂正するものであり、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

I. 2020 年 8 月 3 日付「LINE 株式会社 (証券コード 3938) 株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正の内容

「LINE 株式会社 (証券コード 3938) 株式等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
88,308,442 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、

応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数 (88,308,442 株) を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数 (241,544,142 株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数 (本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数) である2,355,197 株が含まれます。) に、(ii)2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数 (11,998,800 株) 及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数 (19,529,086 株) をそれぞれ加算した数 (273,072,028 株) から、(iii)NAVERが所有する対象者株式の数 (174,992,000 株) 及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数 (9,764,543 株) の合計数 (184,756,543 株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託 (J-ESOP) の所有分を除いた株式数 (7,043 株) をそれぞれ控除した株式数 (88,308,442 株) になります。

<後略>

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
88,309,642 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数 (88,309,642 株) を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数 (241,544,142 株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数 (本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数) である2,355,197 株が含まれます。) に、(ii)2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数 (12,000,000 株) 及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数 (19,529,086 株) をそれぞれ加算した数 (273,073,228 株) から、(iii)NAVERが所有する対象者株式の数 (174,992,000 株) 及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数 (9,764,543 株) の合計数 (184,756,543 株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託 (J-ESOP) の所有分を除いた株式数 (7,043 株) をそれぞれ控除した株式数 (88,309,642 株) になります。

<後略>

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,901,025 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.62%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	883,084 個	(買付け等後における株券等所有割合 32.34%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,847,565 個	(買付け等後における株券等所有割合 67.66%)

対象者の総株主の議決権の数	2,412,535 個	
---------------	-------------	--

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（但しNAVER所有対象者株券等を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」（但しNAVER所有対象者株券等に係る議決権の数（1,847,565個）を除きます。）は、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には含めておりません。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象にしているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（241,544,142株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託（J-ESOP）の所有分を除いた株式数（7,043株）を控除した株式数（241,537,099株）に、2020年6月30日現在の本新株予約権（109,348個）の目的となる対象者株式数（11,998,800株）及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権（14,632個）の目的となる対象者株式数（19,529,086株）を加えた株式数（273,064,985株）に係る議決権の数（2,730,649個）を分母として計算しております。

<後略>

(訂正後)

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,901,025 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.62%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	883,096 個	(買付け等後における株券等所有割合 32.34%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,847,565 個	(買付け等後における株券等所有割合 67.66%)
対象者の総株主の議決権の数	2,412,535 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（但しNAVER所有対象者株券等を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」（但しNAVER所有対象者株券等に係る議決権の数（1,847,565個）を除きます。）は、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には含めておりません。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象にしているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,360個)の目的となる対象者株式数(12,000,000株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,066,185株)に係る議決権の数(2,730,661個)を分母として計算しております。

<後略>

(7) 買付代金

(訂正前)

(7) 買付代金 371,958,224,687円

(注1) 買付代金は、買付予定数(88,308,442株)から、(i)公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第22回新株予約権、第23回新株予約権、第24回新株予約権及び第25回新株予約権の目的となる対象者株式の合計数(9,406,700株)並びに(ii)本新株予約権付社債の目的となる対象者株式の合計数(買付予定数に含まれないNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数を除きます。)(9,764,543株)(注2)を控除した株式数(69,137,199株)に本公開買付価格(5,380円)を乗じた金額に、(iii)第22回新株予約権の個数(30,240個)、第23回新株予約権の個数(240個)、第24回新株予約権の個数(15,744個)及び第25回新株予約権の個数(47,843個)に、それぞれ1個当たりの買付け等の価格(1円)を乗じた金額を加算した合計額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

(7) 買付代金 371,958,224,699円

(注1) 買付代金は、買付予定数(88,309,642株)から、(i)公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第22回新株予約権、第23回新株予約権、第24回新株予約権及び第25回新株予約権の目的となる対象者株式の合計数(9,407,900株)並びに(ii)本新株予約権付社債の目的となる対象者株式の合計数(買付予定数に含まれないNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数を除きます。)(9,764,543株)(注2)を控除した株式数(69,137,199株)に本公開買付価格(5,380円)を乗じた金額に、(iii)第22回新株予約権の個数(30,240個)、第23回新株予約権の個数(240個)、第24回新株予約権の個数(15,744個)及び第25回新株予約権の個数(47,855個)に、それぞれ1個当たりの買付け等の価格(1円)を乗じた金額を加算した合計額を記載しております。

<後略>

II. 2020年8月4日付公開買付開始公告の訂正の内容

公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(訂正前)

(5) 買付予定の株券等の数 買付予定数 88,308,442株

買付予定数の下限	一株
買付予定数の上限	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数 (88,308,442株) を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株が含まれます。)に、(ii)2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数(11,998,800株)及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(19,529,086株)をそれぞれ加算した数(273,072,028株)から、(iii)NAVERが所有する対象者株式の数(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(9,764,543株)の合計数(184,756,543株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)をそれぞれ控除した株式数(88,308,442株)になります。

<後略>

(訂正後)

(5) 買付予定の株券等の数	買付予定数	88,309,642株
	買付予定数の下限	一株
	買付予定数の上限	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数 (88,309,642株) を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株。なお、当該株式数には、本米国預託証券の原株数(本米国預託証券が対象者株式に転換された場合の株式数)である2,355,197株が含まれます。)に、(ii)2020年6月30日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計数(12,000,000株)及び全ての本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(19,529,086株)をそれぞれ加算した数(273,073,228株)から、(iii)NAVERが所有する対象者株式の数(174,992,000株)及びNAVERが所有する本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数(9,764,543株)の合計数(184,756,543株)、並びに対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)をそれぞれ控除した株式数(88,309,642株)になります。

<後略>

(訂正前)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合	32.34%
---	--------

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株

として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,348個)の目的となる対象者株式数(11,998,800株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,064,985株)に係る議決権の数(2,730,649個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

<後略>

(訂正後)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 32.34%

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数です。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2020年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2020年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権、本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(241,544,142株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数から同日現在の対象者の株式給付信託(J-ESOP)の所有分を除いた株式数(7,043株)を控除した株式数(241,537,099株)に、2020年6月30日現在の本新株予約権(109,360個)の目的となる対象者株式数(12,000,000株)及び2020年6月30日現在の本株予約権付社債に付された新株予約権(14,632個)の目的となる対象者株式数(19,529,086株)を加えた株式数(273,066,185株)に係る議決権の数(2,730,661個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

<後略>

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 21E 条で定義された、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら、対象者又はそれぞれの関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付けの時点で公開買付者ら及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

NAVER、公開買付者ら、対象者及び対象者の特別委員会の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式等を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

本プレスリリースは情報提供の目的のみで開示されるもので、いかなる証券に関する買付けの申込みや売却の勧誘を構成するものではありません。本公開買付けの開始時において、公開買付者ら及びNAVERは、買付申出、譲渡証フォーマットや公開買付けに関するその他書類を含め、SECにSchedule TOに基づき公開買付けステートメントを提出済みで、対象者は本公開買付けに関するSchedule 14D-9に基づく意見表明書をSECに提出済みで、公開買付者ら、NAVER及び対象者は本公開買付けに関するSchedule 13E-3をSECに提出済みです。公開買付者らは、対象者の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様には買付申出、譲渡証フォーマットや公開買付けに関するその他書類を郵送済みです。これらの書類は本公開買付けに関する重要な情報が含まれていますので、投資家の皆様及び株主の皆様は、売付け等の申込みをされる際には、必ずこれらの申請書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。これらの書類その他公開買付者ら及び対象者から提出された書類はSECのウェブサイト (<https://www.sec.gov>) にて無料で入手できる場合があります。買付申込み及び関連資料は、(入手可能となった際に) 本公開買付けの情報エージェントにコンタクトいただくことによっても無料で入手できる場合があります。